

合併に伴う住所変更の手続き

合併により、平成16年11月1日から川島町の住所表記が変更になります。これに伴う手続きについて、特に住民生活に関係の深いものを挙げてみました。掲載されていない項目については、各関係機関にお問い合わせください。なお、手続きの際に住所変更の証明書が必要な場合がありますので、合併後、川島地域振興事務所等で証明書を交付する予定です（無料）。
※各務原市の住所表記は今までとおりですので、手続きは必要ありません。

合併前			合併後	
羽島郡川島町	小網町	→	各務原市	川島小網町
	松倉町	→		川島松倉町
	河田町	→		川島河田町
	松原町	→		川島松原町
	渡町	→		川島渡町
	北山町	→		川島北山町
	笠田町	→		川島笠田町
	竹早町	→		川島竹早町
	緑町	→		川島緑町

1. 川島町役場関係

川島町役場 TEL0586-89-3311（代表）

項目	手続きの方法など	問い合わせ先
戸籍・住民票	手続きは必要ありません	保険住民課
外国人登録原票記載事項証明書		
印鑑登録証(手帳)		
外国人登録証明書	合併後、窓口で証明書が提示されたときに、変更内容を裏面に記載します	福祉衛生課
国民健康保険被保険者証	新しい被保険者証、受給者証等を合併前に郵送しますので、11月1日からは、そちらをお使いください	
国民健康保険高齢受給者証		
国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証		
国民健康保険特定疾病療養受療証		
国民年金手帳、国民年金証書	手続きは必要ありません	
老人保健医療受給者証	新しい受給者証、認定証等を合併までに郵送しますので、11月1日からは、そちらをお使いください（古い受給者証、認定証等は、合併後にお返しください）	
老人医療の限度額適用・標準負担額減額認定証		
老人保健特定疾病療養受療証		
介護保険被保険者証	新しい被保険者証、認定証を合併までに郵送しますので、11月1日からは、そちらをお使いください	
介護保険標準負担額減額認定証		
介護保険特定標準負担額減額認定証		
介護保険利用者負担額減額・免除等認定証		
福祉医療費受給者証（69歳老人等・乳幼児・重度・母子家庭等）	新しい受給者証を合併までに郵送しますので、11月1日からは、そちらをお使いください（古い受給者証は、合併後にお返しください）	
重度心身障害者老人特別助成金受給者証		

項目	手続きの方法など	問い合わせ先
身体障害者手帳、療育手帳	手続きは必要ありません	福祉衛生課
精神障害者保健福祉手帳		
精神障害者通院医療費公費負担患者票		
心身障害者扶養共済年金		
飼い犬の鑑札		
税等の証明書(住民税、納税、固定資産課税台帳登録事項など)	手続きは必要ありません	税務課
原動機付自転車等標識および同交付証明書	手続きは必要ありません。現在お使いのナンバープレートは、合併後もそのまま使用できます	
水道及び下水道使用者	手続きは必要ありません	水道課
公立小・中学校への住所変更手続き	手続きは必要ありません	総務課

2. 岐阜県関係

項目	手続きの方法など	問い合わせ先
旅券(パスポート)	手続きは必要ありません。ご自分で裏表紙の所持人記入欄の現住所を訂正してください。ただし、ほかの欄を訂正すると無効になりますのでご注意ください。本籍欄は都道府県のみ記載なので訂正は不要です	岐阜県旅券センター TEL 058-277-1000
自動車運転免許証	手続きは必要ありません。更新時や変更許可申請等に併せて手続きを行います。更新前に変更を希望する方は、警察署又は運転者講習センターで手続きをしてください	羽島警察署交通課 TEL 058-387-0110 運転者講習センター TEL 058-237-3376
自動車保管場所証明書、駐車許可、道路使用許可証等	手続きは必要ありません	
恩給受給者	対象者に住所変更届出書を郵送しますので、記入の上、返送してください	岐阜県福利厚生室 TEL 058-272-1111(代表)
猟銃免状	手続きは必要ありません。更新時に住所表記を変更します。ただし、更新前に変更を希望する方は、岐阜地域振興局で手続きをしてください	岐阜地域振興局環境課 TEL 058-264-1111(代表)
県図書館貸出証	手続きは必要ありません	岐阜県図書館 TEL 058-275-5111

3. 国関係

項目	手続きの方法など	問い合わせ先
郵便番号	郵便番号は変わりません	各郵便局
郵便貯金通帳等	手続きは必要ありません。ただし、住所を記載したもので、住所変更を希望される場合は、郵便局窓口で手続きを行ってください	
郵便貯金キャッシュカード		
簡易保険証		
不動産(土地登記簿、建物登記簿)の所在	手続きは必要ありません(法務局において職権で変更します)	岐阜地方法務局羽島出張所 TEL 058-387-6001
不動産所有者、抵当権者、仮登記権利者等(土地登記簿、建物登記簿等)の住所	手続きは必要ありません。ただし、都合により住所変更が必要な方は登記することができます。この場合、登録免許税は無料です	
会社等(商業登記簿、法人登記簿)の本社と役員住所		

3. 国関係（続き）

項 目	手続きの方法など	問い合わせ先
自動車車検証（軽自動車）	手続きは必要ありません。ただし、都合により住所変更が必要な方は手続きを行ってください	軽自動車検査協会岐阜事務所 TEL 058-279-1134
自動車車検証（普通自動車及び小型二輪自動車（250cc以上））	手続きは必要ありません。ただし、譲渡及び廃車の際は、手続きを行ってください	中部運輸局岐阜運輸支局 TEL 058-279-3716
軽自動車届出済証		
事業所雇用保険受給者		ハローワーク岐阜（岐阜公共職業安定所） TEL 058-247-3211
事業所雇用保険受給資格者証	手続きは必要ありません	
雇用保険適用事業所の所在地		

4. その他の機関

項 目	手続きの方法など	問い合わせ先
電話帳の記載・加入電話の契約	手続きは必要ありません	局番なしの116番
預金通帳・証書、キャッシュカード等 ※郵便局を除く	一般的には住所変更の必要はありませんが、手続きの必要となる金融機関もあり、それぞれ対応が異なります。また、当座預金、融資取引等は手続きが必要となる場合がありますので、詳細については各金融機関にお問い合わせください	各金融機関
クレジットカード	一般的には住所変更の必要はありませんが、詳細については各クレジットカード会社にお問い合わせください	各クレジットカード会社
有価証券	会社によって対応が異なりますので、詳細については各取り扱い会社等の窓口へお問い合わせください	規約等に定める各窓口
生命保険・損害保険証書等	一般的には住所変更の必要はありませんが、詳細については各保険会社にお問い合わせください	各保険会社
電気使用者の住所	手続きは必要ありません	中部電力各務原営業所 TEL 0583-82-2135
私立保育園への住所変更手続き	個別にご確認ください	各保育園
私立幼稚園への住所変更手続き	個別にご確認ください	幼稚園
N H K 受信料	手続きは必要ありません	N H K 岐阜放送局 TEL 0570-077077

表紙のことは
おすすめスポット《川島町》

「自然共生研究センター 実験河川」

岐阜県の川といえば、思い浮かぶのは木曾川や長良川。ところが今、全国から注目されている「河川」が川島町にあります。それは、自然共生研究センターの実験河川。

同センターは「人」と「河川・湖沼」の共生を研究するため、平成11年、木曾川北派川の河川敷に整備されました。約800メートルにおよぶ3本の河川のうち、1本は真っ直ぐで単調に流れ、残りの2本は蛇行しながら流れ、瀬や淵があります。できるだけ自然に近い状態でそれぞれを比較することにより、河川の形状や流量による実験、観察ができるようになっていきます。人工洪水も起こせるというこの実験河川は、世界でも最大規模なのだそうです。

ここの特徴のひとつが、研究の様子や成果を広く一般に公開するとともに、野外学習

の場として提供していることです。この日も愛知県、三重県、静岡県など中部地方の違う流域に住む小中学生約50人が交流を深めるため、ワークシヨップが開かれていました。

実験河川の中に入り、水際植物が繁茂し蛇行する区間とコンクリートで固められた区間の両方で魚や水生生物を採取し、比較することで、河川の環境構造の違いが生物に与える影響を学びました。

センターの研究成果は、世界的にも評価され、国内はもとより世界各国からの視察が後を絶ちません。この3本の実験河川が、全国の川に自然を呼び戻し、人と自然が共生する未来の河川の源流となることでしょう。

